

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成23年分)

氏名

この明細書は、平成23年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に「認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書」、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」により計算を行います。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額	④		
	④ × 40%	⑤	

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。（公益社団法人等寄附金の内訳）

寄附先の名称	寄附年月日	金額
	平 . .	円
	平 . .	
	平 . .	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。（注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑩の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ② - 震災関連寄附金の額	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
平成23年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	

「震災関連寄附金の額」とは、申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の震災関連寄附金の金額をいいます。

申告書A第一表は⑧の金額、申告書B第一表は⑧の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除（申告書Aは②③欄、申告書Bは②③～②④欄）に転記してください。
ほかに、認定NPO法人寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書」の⑬の金額、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑭の金額又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」の⑮の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(新設)

改正後	改正前
<p>個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ</p> <p>個人が平成23年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を平成23年分の所得税額から控除することができます。</p> <p>なお、この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成23年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるということできません。</p> <p>1 公益社団法人等寄附金</p> <p>①から④の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、その法人に係る行政庁等が一定の要件を満たすことを証するもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。</p> <p>① 公益社団法人及び公益財団法人 ② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人 ③ 社会福祉法人 ④ 更生保護法人</p> <p>2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算</p> <p>公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）</p> <p>① （平成23年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40％ ② 平成23年分の所得税の額の25％に相当する金額</p> <p>① 上記①の算式中の「平成23年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、平成23年分の所得金額の合計額の40％相当額が限度とされます。</p> <p>ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成23年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成23年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成23年分の所得金額の合計額の40％相当額を超えるときは、平成23年分の所得金額の合計額の40％相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>2 上記①の算式中の「2千円」については、平成23年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額及び寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額及び寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>3 具体的な控除額の計算は、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」により行ってください。</p> <p>3 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類</p> <p>公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書きます。ほかに、認定NPO法人寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「認定NPO法人寄附金特別控除額の計算明細書」の⑬の金額、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑭の金額又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」の⑮の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。</p> <p>また、①「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、②公益社団法人等寄附金を受領した公益社団法人等の、寄附金を受領した旨、その寄附金とその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領した年月日を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限り、）並びに③その行政庁等のその法人が上記1の要件を満たすことを証する書類の写しを確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。</p> <p>公益社団法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。</p>	<p>個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】</p> <p>（新設）</p>